

## 平成30年第4回定例会(平成30年12月14日)

総務企画消防委員会委員長 (首藤 正 委員長)

総務企画消防委員会は、去る12月5日の本会議において付託を受けました『議第96号 平成30年度 別府市一般会計補正予算(第4号)』関係部分、その他11議案につきまして、翌6日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第96号 平成30年度 別府市一般会計補正予算(第4号) 関係部分』及び職員課に係る『議第97号』から『議第101号』までの特別会計補正予算5件についてであります。

『職員課』関係部分では、当局から、これらの予算議案は、今年度の人事院勧告等に準じた給料、勤勉手当及び扶養手当の見直し等によるものであり、具体的には、給料については752万9,000円の増額を、職員手当については勤勉手当のほか、子どもの扶養手当の額の引き上げや災害に伴う時間外手当の増加から、4,870万円の増額を、さらに、共済費の増額や報酬の減額等について、詳細な説明がなされました。

委員から、給料に関し、県内の他の自治体は55歳以上の職員を昇給停止にしているところもあるようだが、本市の実態はどうか、との質疑に対し、当局から県内では本市を含めいくつかの市が55歳昇給停止を行っていないが、給料に関して今後も見直しを検討したい。との答弁がなされました。

次に、『市民税課』関係部分であります。来年4月1日から、入湯税の超過課税を実施するに当たり、旅館・ホテル事業者といった特別徴収義務者の会計システムの改修費用について、その負担額を軽減するため、1事業者につき、10万円を上限として補助金を交付するものである旨の説明がなされました。

委員から、補助金額算定の根拠について質疑がなされ、当局から、全事業者を対象にアンケートを実施し、事業者の見積金額により算定したとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、『財政課』関係部分では、普通地方交付税の交付額の決定により、3,478万円の増額が、また、国民健康保険事業特別会計及び地方卸売市場事業特別会計において、人事院勧告等に準拠した給与改定や人員の異動に伴い、職員人件費を追加するため、各特別会計へ繰出金として、それぞれ100万円と50万円を増額、また、今回の歳入・歳出補正額の差し引きによる財源不足1億184万2千円を調整するため、予備費を減額する旨の説明がなされました。

採決の結果、いずれの予算議案も当局の説明を了とし、全員異議なく、原案

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例改正議案及び公の施設の相互利用に係る各関係議案であります。

まず、『議第102号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について』及び『議第103号 別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について』の2議案は、予算議案と同様に、人事院勧告等により、特別職の期末手当の引き上げ、及び職員の給料月額・期末勤勉手当を引き上げるための条例改正であるとの説明がなされました。

続きまして、『議第108号 別府市火災予防条例の一部改正について』では、店舗や病院等特定防火対象物の消防用設備等において、消防法令に重大な違反があった場合に、その対象物の名称や違反の内容を公表することにより、当該特定防火対象物の利用者や関係者に防火安全に対する認識を高めてもらうと共に、火災被害の軽減を図ることを目的として、条例改正するものである旨の説明がなされました。

委員から、条例施行後に防火対象物件を全て調査するののかとの質疑に対し、当局から、これまでも火災予防査察規程に基づき、立ち入り検査を行っており、違反のあったものは改善を求めてきたが、本条例は公表することを目的とするのではなく、違反是正を進めていくことであるとの答弁がなされました。

次に、『議第112号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について』及び『議第113号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について』であります。『議第112号』は、「大分都市広域圏連携中枢都市圏形成連携協約」により、来年4月1日から、本市の社会教育施設やスポーツ施設など36の公共施設を、大分市ほか5市1町の住民の利用に供することに伴い、議会の議決を求めるものである旨の説明が、また、『議第113号』は、同協約により、関係市町の公共施設の一部を本市の住民の利用に供させることについて、『議第112号』と同様に議会の議決を求めるものであるとの説明がなされた次第であります。

これに対し委員から、住民の施設利用の優先度や利用料金について質疑がなされ、当局から、当面は施設の予約方法や利用料金は従前の各市町の規定に従い運用していくが、いずれも予約システム稼働後に最良の運用方法を協議していきたいとの答弁がなされました。

以上、3件の条例改正議案と2件の公共施設の相互利用に関する議案については、当局の説明を適切・妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

最後に、『議第111号 土地の売払いについて』であります。当局から、別府商業高等学校の解体跡地、約1万1,900平米を、「大和ハウス工業株式会

社大分支社」との間で、売買価格 4 億 3 千万円で仮契約を締結したことから、議会の議決を求めるものである旨の説明がなされました。

委員から、解体前の学校内の道路の取扱いはどのようになるのか、との質疑に対し、当局から、両側に側溝を備えた幅員 6 メートル以上の道路の整備や汚水管・水道管の整備も予定されているとの答弁がなされました。

採決におきましては、一部委員から反対する旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。